

# 原告訴訟

# 再び東電賠償確定

## 福島・小高 国指針超える額

東京電力福島第1原発事故で避難指示が出された福島県南相馬市小高区の住民ら約300人が、東電に損害賠償を求めた集団訴訟で、最高裁第3小法廷(林道晴裁判長)は8日までに、双方の上告を退ける決定をしました。7日付。東電に計約3億6000万円の賠償を命じた二審東京高

裁判決が確定しました。原子力損害賠償法は過失の有無に関係なく電力会社の賠償責任を定めており、争点は国が示した賠償基準「中間指針」を超える金額を認めるかでした。二審は指針に一人当たり100万円を上乗せし

た賠償を約3000人に認めていました。一審東京地裁は2018年2月、指針に基づき東電が支払った一人当たり850万円の賠償に対し300万円の上乗せを認め、計約10億9500万円の支払いを命じました。これに対し、二審東京高裁は20年3月、

「慰謝料は損害の少ない避難者を想定した水準にとどめるを得ない」として賠償額を大きく減らしていました。小高区は16年7月に避難指示が解除されました。また、福島市など自主的避難等対象区域の住民ら約50人による訴訟について、同小法

廷は7日付の決定で指針を上回る計約1190万円の賠償を東電に命じた二審仙台高裁の判決を確定させました。

最高裁は国と東電に賠償を求めた別の避難者訴訟3件でも、2日

付の決定で東電に指針を超える計約14億円の賠償を確定させました。一連の決定は、指針見直しの議論に影響しそうです。国の責任については4月に弁論を開き、夏までに判断を示す見通し。